3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

有田川は、大分県玖珠郡玖珠町の月出山岳に源を発し、主要地方道日田玖珠線に沿って日田市の東部を西流し、石松川等多くの支川を合わせながら、筑後川の一次支川である花月川に合流する、流路延長13.7㎞、流域面積60.9㎢の筑後川の二次支川である。

有田川流域は、大分県日田市の北部に位置し、土地利用の大半を森林や水田・畑・果樹園等の農用地が占めており、また、本件区間の左岸側は農地の背後に主要地方道が存し、右岸側は河川に沿って市道が存し、その背後地は住家等が連担している。

しかしながら、本件区間は、無堤区間が存し、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）の規定を満足しない橋梁や固定堰が配置され、さらに、河道が狭小なことなどから、幾度となく洪水による浸水被害が発生している。特に、平成24年７月の梅雨前線による豪雨により、有田川流域において、半壊家屋１戸、床上浸水家屋61戸、床下浸水家屋52戸の甚大な被害が発生するなど、洪水等による水害が発生する危険性が極めて高い状況である。

有田川の治水対策は、筑後川水系河川整備基本方針に基づき策定された大分県管理区間の筑後川水系日田圏域河川整備計画（平成15年９月策定。平成26年３月変更。以下「整備計画」という。）により、大分県管理区間の起点である花月川合流点での河道整備目標流量530㎥／秒を流下させることを目標とした河川改修等を順次実施している。

本件事業は、平成24年７月と同程度の洪水においても家屋の浸水被害を解消することを目的とし、本件区間の起点有田川3k000地点の河道配分流量290㎥／秒を整備目標（以下「本件目標流量」という。）として、河道拡幅・築堤・河床掘削並びに橋梁及び固定堰の改築を行う計画が策定されたものである。

本件事業の完成により、流下能力が不足している本件区間について、流下能力の向上が図られ、本件目標流量を安全に流下させることで、溢水等による水害の軽減に寄与し、流域住民の生命、財産の保全が図られるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法に準じて、工事の実施に伴う大気質、騒音及び振動への影響について調査を行っており、その結果によると、振動については規制基準を満足するとされている。なお、大気質（粉じん等）については、散水の実施により参考値を満足するとされ、また、騒音については、静的破砕剤を用いた工法の実施より規制基準を満足するとされている。さらに、起業者は必要に応じて、汚濁防止膜の設置及び低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が任意で実施した動植物に関する調査等について、平成27年９月に最新の知見及び専門家の意見により改めて確認を行ったところ、本件事業の施工区域の周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているニホンウナギ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤマトシマドジョウ、マシジミその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズキカシグサその他重要な種が確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息及び生育環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいと予測された種以外については、保全措置により、影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、生息環境が河川であるニホンウナギ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、ヤマトシマドジョウ、マシジミ等については、掘削工事により生息環境の一部改変が懸念されることから、起業者は専門家の指導助言をもとに河床や水辺の形状に変化をつける掘削工事により、みお筋の復元と創出や水際環境の整備等生息環境の保全に配慮して工事することとしている。加えて、起業者は工事による改変箇所に重要な種が確認された場合は、専門家の指導助言を受け必要な措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財包蔵地は３箇所存在するが、大分県教育委員会との協議の結果、調査の必要がない旨回答を得ている。なお、本件事業の施工に伴い、文化財等が確認された場合には、起業者は、大分県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、平成24年７月の洪水と同程度の出水においても、家屋の浸水被害を解消し、流域住民の生命及び財産の保全を図ることを目的として河川改修を行うものであり、本件事業の事業計画は、構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請のあった河道拡幅、河床掘削及び築堤案（以下「申請案」という。）と、河道拡幅及び築堤案並びに河床掘削案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案と比較すると、取得必要面積は中位であるものの、全体の掘削量及び構造物の架替が最も少なく、工期が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、流下能力が不足している本件区間について、流下能力の向上が図られ、本件目標流量を安全に流下させることで、溢水等による水害の軽減に寄与し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、沿川の自治体の長である日田市長から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県日田市役所